

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野③：生産・加工・流通过程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	卸売市場法 (昭和46年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(2)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	—	—	—	(1)-①-ア	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	—
(3)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	—	—	—	(1)-①-ア	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(4)	食品流通構造改善促進法 (平成3年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(5)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	—	—	—	(1)-①-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	—

(6)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	—	—	—	(1)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(7)	種苗法 (平成10年)	—	—	—	(1)-①-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(8)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-①-ア	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	—
(9)	中小企業等経営強化法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) (平成11年、平成28年改正)	—	—	—	(1)-①-ア	労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者等に、固定資産税の軽減や金融支援等の措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、中小企業・小規模事業者等の経営力の向上につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(10)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	—
(11)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年)	—	—	—	(1)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(12)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—

(13)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	—
(14)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-エ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—
(15)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(16)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(17)	株式会社農林漁業成長産業化支機構法 (平成24年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(18)	産業競争力強化法 (平成25年)	—	—	—	(1)-①-ア	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(19)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—

(20)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年、平成30年改正)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-カ	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(21)	農業競争力強化支援法 (平成29年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通・加工の合理化」を実現するために、農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	—
(22)	日本農林規格等に関する法律 (平成29年)	—	—	—	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(23)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (主) (関連:30-⑫,⑮)	77 (64)	78 (71)	72 (63)	(1)-①-ア (2)-③-ア	商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進により、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等の肥料利用を推進する取組を支援した。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	0012
(24)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (関連:30-⑫,⑮)	103 (94)	96 (77)	56 (54)	(1)-①-ア (1)-①-オ	市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0012

(25)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (関連:30-⑫,⑮)	60 (54)	50 (46)	39 (36)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0012
(26)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (主) (関連:30-⑮)	369 (352)	379 (356)	753 (683)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援した。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0014
(27)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (主) (関連:30-①)	169 (166)	169 (168)	137 (135)	(2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進、6次産業化の市場規模の拡大に寄与した。	0015
(28)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (主) (関連:30-②,⑮)	—	—	1,634 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (2)-③-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0017
(29)	食品流通合理化促進事業 (平成30年度) (主) (関連:30-④)	—	—	335 (297)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	流通事業者によるサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化を促進するほか、トラックの確保が困難となるなかで物流の効率化等により輸送手段の安定的な確保を図ることで、ネット通販等の新たな販路の拡大にも資するなど、6次産業化の市場規模の拡大に寄与した。	0018
(30)	食品産業イノベーション推進事業 (平成30年度) (主) (関連:30-④)	—	—	86 (85)	(1)-①-ア	ICT、ロボット、AI技術等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援した。 この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出するとともに、生産性向上の推進に寄与した。	0019

(31)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:30-④)	293 (256)	267 (238)	565 (359)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行った。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行った。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0020
(32)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	174 (161)	174 (166)	172 (152)	(1)-①-ア (1)-①-カ	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進した。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド製品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	0021
(33)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援した。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0022
(34)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	70 (69)	70 (70)	52 (48)	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進した。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0023
(35)	農業ICT標準化推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	15 (15)	13 (13)	9 (9)	(1)-①-ア	現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。当該事業に参加する農業ICT関連事業者が増え、農業ICT規格の標準化が進むことにより、農業に関するビッグデータの比較・分析等が可能となり、データを活用して一層高品質で生産性の高い農業が行えるようになることで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0024

(36)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (関連:30-④)	—	83 (69)	95 (90)	(1)-①-ア	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成、及び育成者権取得経費を支援する。 あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぐことにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0025
(37)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (関連:30-④)	—	45 (37)	41 (40)	(1)-①-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	0026
(38)	輸出促進緊急対策事業 (平成29年度) (関連:30-④)	—	27 (4)	1,916 (1,639)	(1)-①-ア	「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、農林水産物・食品の輸出環境課題のうち、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用がEUで認められるために民間団体等が行うデータ収集の取組等を支援、ビジネスマッチング等の実施、テストマーケティングの実施、継続購買に必要な商流・物流の構築、複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施等複数組み合わせた取組の実施、新たな技術・手法やその組み合わせ等により、更なる輸出拡大のボトルネックの解決手法を確立し、新たな商流を形成するための実証の取組の支援等を実施した。 この支援措置により、TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物・食品の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される機会を捉え、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策を緊急的に実施し、新たな市場開拓、グローバルバリューチェーン構築を目指し、2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円にするという目標の達成に寄与した。	0027
(39)	輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	—	(1)-①-ア	戦略的に日本ブランドのPRを行い新たな海外マーケットの開拓を推進するとともに、それと連動して、事業者に対する商談支援による成約の拡大、分野・テーマ毎の重点的な販売促進の強化を図る取組を支援した。 この支援措置により 海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0028
(40)	海外需要創出等支援対策事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	3,439 (3,263)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援した。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	0029

(41)	輸出環境整備緊急対策事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	2 (0)	(1)-①-ア	EU向けに、我が国の既存添加物(クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素)が含まれる日本産食品を輸出するようにするため、EUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験に関するデータの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組を支援した。 この支援措置により、日EU・EPA等の発効で獲得する関税撤廃・削減のメリットを早期に輸出拡大につなげるため、輸出障壁に対応する環境整備を加速化し、畜産物及び加工食品の輸出拡大に寄与した。	0030
(42)	日本産食品の安全性に関する第三者評価委託事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	14 (0)	(1)-①-ア	放射性物質に関する諸外国・地域における日本産農林水産物・食品の輸入規制の撤廃及び緩和の働きかけについて、規制を継続する国・地域に対し、相手国政府が求める科学的データをタイムリーに提供するための取組を支援した。 この支援措置により、放射性物質に関する最新のデータ等を整理した上で、食品に含まれる放射性物質のリスク管理に関する専門的知識を持つ有識者による委員会を構成し、日本国内に流通する食品の放射性物質に関する安全性の評価を実施した上で評価報告書を作成することにより、諸外国に対する働きかけに寄与した。	0032
(43)	植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	—	(3)-①-イ	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行った。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与した。	0034
(44)	グローバル産地づくり緊急対策のうちGFP前倒し実施と支援活動増加委託事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	—	(1)-①-ア	GFP登録者のうち輸出診断を希望する生産者等に対し、農林水産省職員、JETRO職員、輸出の専門家等(他省庁の職員や民間の専門家(商社等))が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行う取組を支援した。 この支援措置により、GFP登録者同士の交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークの構築に寄与した。	0035
(45)	地理的表示保護制度緊急対策委託事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	—	(1)-①-ア	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示(GI)の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図った。	0036

(46)	タイ王国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業 (平成30年度) (関連:30-④)	—	—	—	(1)-①-ア	タイ基準を満たした証明書を取得のための体制整備の実証を行い、タイ基準と同等以上の規格とされた「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係わるJFS規格」(以下「JFS規格」という。)及びJFS規格のガイドラインに基づき、我が国の製造等施設がタイ基準を満たすために必要な具体的事項を取りまとめた取組マニュアルを策定するとともに、梱包容器に係るタイ王国の基準と我が国の基準の差異を分析する取組を支援した。 この支援措置により、タイ王国に対する日本産青果物の輸出の円滑化に寄与した。	0037
(47)	農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (平成28年度) (関連30-④,⑨)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	0044
(48)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連:30-④,⑤)	1,479 (1,475)	1,548 (1,492)	1,548 (1,525)	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出額増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0059
(49)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (平成20年度) (関連:30-④,⑤)	75 (74)	68 (68)	81 (81)	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾患の監視・診断体制を整備・強化した。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0060
(50)	動物疾病基幹診断施設のISO 17025等外部精度管理支援事業費 (平成28年度) (関連:30-④,⑤)	7 (7)	12 (5)	10 (8)	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築される。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0063
(51)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:30-④,⑤)	—	354 (314)	719 (673)	(1)-①-ア	我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国の、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0066

(52)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:30-④,⑨,⑪,⑬)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	産地における高付加価値化等による販売価格の向上等に向けた取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援。この支援措置により、6次産業化の市場規模の拡大等に寄与した。 また、卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援した。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	0137
(53)	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業 (平成30年度) (関連:30-⑪)	—	—	80 (73)	(1)-①-ア	農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策推進上の新たな課題を抽出するため、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査。 農産物流通等の合理化の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査を行うものもあり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	0194
(54)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑮,⑯,⑰,⑱,⑲,㉔)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	0204
(55)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-⑫,⑭,⑮)	—	255 (247)	202 (202)	(1)-①-オ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与した。	0206
(56)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:30-⑮)	5,000 [5,000 (産投貸付)]	5,000 [4,000(産 投出資) 1,000(産投貸 付)]	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施した。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(57)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	—	—	—	(2)-①-イ	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与した。	—

(58)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	—	—	—	(1)-①-ア	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(59)	特定農産加工資金 (平成元年度)	—	—	—	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(60)	食品流通構造改善貸付金のうち食品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	—	—	—	(2)-①-イ	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(61)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	—	—	—	(1)-①-ア	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(62)	食品流通構造改善資金のうち食品生産製造提携事業施設 (平成12年度)	—	—	—	(1)-①-ア	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(63)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	—

(64)	6次産業化に係る資金 (平成22年度) (関連:30-⑮)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(65)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項～第4項] (昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3451.1 (2,294.8)	2,413 (9月把握予定)	(1)-①-ア	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ 試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 Ⅲ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	—
(66)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和46年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(67)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和46年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(68)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置(卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法附則第11条第11項] (昭和46年度)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—

(69)	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金-卸売市場近代化施設）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 [固定資産税: 地方税法第349条の3第4項] (昭和49年度)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(70)	卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税: 地法第701条の34第3項第14号] (昭和50年度)	1,155 (1,155)	1,155 (R2年3月把握予定)	1,155 (R2年3月把握予定)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(71)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税: 地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)	83 (80)	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(72)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（食品流通構造改善促進法） [所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度) 【H30.10.22廃止】	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(73)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税: 地方税法附則第15条第2項第1号] [事業所税: 地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)	70 (82.3)	107.5 (119.2)	(1)-①-ア	公害防止用設備（污水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設）を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、污水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	—

(74)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	—	117,100 の内数 (88,300)	116,000 の内数 (令和2年2月 頃に把握予定)	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5トンの以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(75)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	44,540 (44,540)	(1)-①-ア (1)-①-エ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—
(76)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	(1)-①-ア (1)-①-エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—
(77)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第33項] (平成25年度)(関連:30-⑮)	14,103 (19,786)	13,361 (18,353)	8,561 (令和2年2月 把握予定)	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—

(78)	産業競争力強化法に係る特例措置[登録免許税:租税特別措置法第80条第1項] (平成25年度)	- (0)	- (0)	- (50)	(1)-①-ア	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等)この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(79)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090 (3,200)	2,070 (令和2年2月 頃に把握予定)	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業等を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(80)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(中小企業経営強化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の12の4、第68条の15の5] (平成29年度)	-	117,100 の内数 (61,900)	116,000 の内数 (令和2年2月 頃に把握予定)	(1)-①-ア	即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除との選択。 適用対象者は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性の高い設備を導入した中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械装置(1台の取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が30万円以上) (3)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (4)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) (5)ソフトウェア(70万円以上) この支援措置により、中小企業者等の設備投資が促進され、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化や経営力の向上が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(81)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 [所得税・法人税:措法第13条の2、第46条の2、第68条の33] (平成29年度)	-	0.04 (0.01)	16 (令和2年2月 把握予定)	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40%(建物及びその附属設備並びに構築物は45%)を割増償却。 この支援措置により、農産物流通・加工業界等の事業再編を促進し、効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引に寄与した。	-

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付金 (平成24年度) (関連:30-⑨)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761 の内数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	(2)-②-ウ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。 この支援措置により、被害を受けた地域における生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓に寄与する。	復興-0086
(2)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-①,⑨,⑬,⑳,㉒)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(2)-①-ア	量販店、オンラインストア等における福島県産農林水産物等の販売促進の取組、商談会の開催等を支援する。 この支援措置により、新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	復興-0085

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。